

改正

平成10年6月25日規則第4号  
平成11年2月10日規則第1号  
平成12年4月15日規則第5号  
平成12年7月18日規則第6号  
平成18年3月26日規則第1号  
平成20年3月4日規則第2号  
平成21年3月10日規則第1号  
平成23年3月7日規則第2号  
平成25年1月21日規則第1号  
平成25年3月4日規則第6号  
平成31年3月3日規則第2号  
令和2年1月19日規則第4号  
令和2年9月22日規則第11号  
令和4年3月20日規則第1号  
令和6年3月10日規則第3号

浜名湖ボートレース企業団会員制特別席に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、浜名湖ボートレース企業団（以下「企業団」という。）が設置する会員制特別席（以下「メンバーズルーム」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(メンバーズルームの趣旨)

第2条 メンバーズルームは、会員（第4条第1項に定める入会の申込みをし、企業団に入会を承認された者をいう。以下同じ。）が優先的に利用できる施設として設置する。

(根拠法令等)

第3条 メンバーズルームの管理及び利用については、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「法」という。）浜名湖ボートレース企業団モーターボート競走条例（昭和56年浜名湖競艇企業団条例第2号）及び浜名湖モーターボート競走実施規程（平成20年浜名湖競艇企業団規程第3号。以下「実施規程」という。）によるほか、この規則の定めるところによる。

(会員の入会)

第4条 メンバーズルームの会員となることを希望する者（以下「入会希望者」という。）は、メンバーズルーム申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

2 企業団が前項に定める申込みを受けたときは、別に定める浜名湖ボートレース企業団会員制特別席会員資格選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、これを審査し、入会の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により入会の可否を決定したときは、企業団は、入会希望者に対し、その内容を通知するものとする。

(会員の欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることはできない。

- (1) 法第11条又は第12条に規定する者
- (2) 法第65条各号、第66条各号、第68条各号に掲げる者又はこれらの者に該当するおそれのある者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 競走の公正又は安全を害するおそれのある者
- (5) その他メンバーズルームの秩序若しくは風紀を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

第6条 削除

(会員期間)

第7条 会員期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

2 年度途中の会員募集は行わない。ただし、特に審査委員会が認める場合はこの限りでない。

(会費の納入)

第8条 第4条第3項により、入会を認める旨の通知を受けた入会希望者は、年会費12万円を企業団が定める期限までに一括納入するものとする。

2 前項の会費は、原則として返還しないものとする。ただし、審査委員会が認める場合にはその全部又は一部を返還することができる。

(会員の利用日)

第9条 会員が、メンバーズルームを利用できる日は、浜名湖競走場開催日及び企業長が指定する日とする。

(会員の特典)

第10条 会員は、メンバーズルームを利用するときは、次の各号に掲げる特典を受けることができる。

(1) 前条に定める利用日における専用駐車場の利用

(2) 予想紙等の無料提供

(会員証の発行)

第11条 企業団は、第8条第1項による会費の納入を確認したときは、入会希望者に対し、会員証(様式第2号)を発行する。

2 企業団は、前項に定める会員証の発行をもって、入会を承認したものとする。

(会員証の譲渡禁止)

第12条 会員は、会員証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(会員証の紛失)

第13条 会員は、会員証を紛失したときは、速やかに企業団事務局に届け出るものとする。

2 企業団事務局は、前項の届出があったときは、紛失の事実を確認し再発行するものとする。

第14条 削除

(会員のビジター利用)

第15条 企業団は、会員1名につき1枚に限りビジター通行証(様式第3号)を発行し、会員は、その責任において、会員以外の者にビジター通行証を貸与できるものとする。

2 前項により、ビジター通行証を貸与された者(以下「ビジター」という。)は、ビジター通行証を提示することにより、メンバーズルームを利用することができる。ただし、企業団は、特別競走、年末年始等で会員多数の利用が予想されるときは、ビジターの利用を断ることができる。

3 第5条に該当する者は、ビジターとしてメンバーズルームを利用することができない。

4 ビジター通行証紛失時の取扱いについては、第13条を準用する。

5 ビジターは、ビジター通行証を会員の許可なく他人に譲渡又は転貸してはならない。

(利用料金)

第16条 会員及びビジターが、メンバーズルームを利用する際の利用料金は、会費とは別に次の各号に定めるとおりとする。

(1) 会員の利用料金は、無料とする。

(2) ビジターの利用料金は、3,000円とする。(入場料金含む。)

(料金の返還)

第16条の2 既納の料金は返納しない。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により競走を延期又は中止した場合において企業長が特に認めた場合は、非常用入場券(再入場券)を発行しこれに代える。

(会員証・ビジター通行証の提示)

第17条 会員及びビジターは、メンバーズルームを利用するときは、会員証又はビジター通行証を提示しなければならない。係員から会員証の提示を求められたときも同様とする。

2 メンバーズルームを一時離れ再入場するときは、会員は会員証を、ビジターはビジター通行証を入場口で提示しなければならない。

(座席の取扱い)

第18条 メンバーズルームは、指定席及び自由席とする。

(会員の退会)

第19条 会員が、次の各号のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失し退会するものとする。

- (1) 会員から退会の申出があったとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 入会申込書に虚偽の事実があったとき。
- (4) 第5条に定める欠格事項に該当したとき。

(会員等の退場)

第20条 会員及びビジターが、次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったときは、警備委員又は警備員は退場を命ずることができる。

- (1) 実施規程第68条に違反する行為があったとき。
- (2) 次条の遵守事項を守らなかったとき。
- (3) その他会員又はビジターとして不相当と企業長が認めたとき。

(会員等の遵守事項)

第21条 会員及びビジターは、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) メンバーズルーム備え付けの備品類は大切に扱うこと。
- (2) 他の会員及びビジターの迷惑となるような言動をしないこと。
- (3) 動物、危険物等は持ち込まないこと。
- (4) その他関係法令を守ること。

(住所変更届出)

第22条 会員は、住所及び氏名を変更したときは、速やかに企業団事務局に届け出るものとする。

(権利義務の譲渡等)

第22条の2 会員は、この規則により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、企業団の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事務局)

第23条 メンバーズルームに関わる事務局は、開催運営課内に置く。

(雑則)

第24条 公衆衛生その他の必要があると企業長が認めるときは、前条までの規定にかかわらず、企業団は、必要な措置を講じることとする。

附 則

- 1 この規則は、平成10年3月1日から施行する。
- 2 平成10年3月1日より平成10年3月31日までメンバーズルームを利用させる場合は、第8条の規定にかかわらず年会費は無料とする。

附 則 (平成10年6月25日規則第4号)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月10日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年4月15日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年7月18日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月26日規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月4日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月10日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月7日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月21日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月4日規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月3日規則第2号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月19日規則第4号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月22日規則第11号）  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、令和3年3月31日までを会員期間とする会員については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月20日規則第1号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月10日規則第3号）  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

## メンバーズルーム申込書

年 月 日

浜名湖ボートレース企業団 宛

ふりがな		生年月日		年 月 日	
氏 名		年齢		性別	男・女
はまなPo! 会員番号					
ふりがな	〒				
自 宅 住 所					
自宅電話					
勤 務 先					
勤 務 先 住 所	〒				
勤務先電話					
受 理 日		受理番号	No.		
備 考					

(注) ① 太枠の部分のみお書きください。

② 写真2枚（タテ3cm×ヨコ2.5cm・上半身、6ヶ月以内に撮影したもの）を添付してください。

様式第2号 (第11条関係)

様式第2号 (第11条関係)

年度	
メンバーズルーム	会員 No. _____
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">(写真)</div>	会 員 証
	(氏 名) _____
	年 月 日まで有効
	浜名湖ボートレース企業団

様式第3号 (第15条関係)

様式第3号 (第15条関係)

年度	
メンバーズルーム	会員 No. _____
	ビジター通行証
	(会員氏名) _____
	年 月 日まで有効
	浜名湖ボートレース企業団